

日本スーパーマーケット協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

2022年3月3日（木）

一般社団法人 日本スーパーマーケット協会

1. 令和2年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・調査期間：令和3年10月1日～10月28日
- ・調査企業：日本スーパーマーケット協会の会員企業79社を対象
- ・回答企業：9社（前年度12社）
- ・回答率：11.2%（前年度15.0%）

■ 概要

- ①「原価低減要請の改善」は、発注側/受注側ともに「実施済」が100%。
- ②下請代金の支払については、1社を除き全ての企業で現金支払
- ③「働き方改革」に伴う適正なコスト負担については、該当なしが多い結果となったが、当該事象が認められる企業については、「概ねできた」との回答となっており、適正なコスト負担を行っていることがうかがえる。
- ④「知的財産に関する適正な取引」について、「利益分配や責任分担を契約書や発注書面に明記する等の取り組みを実施中」との回答が55%。「取引において知財が存在しない」が22%、具体的手法不明が22%。

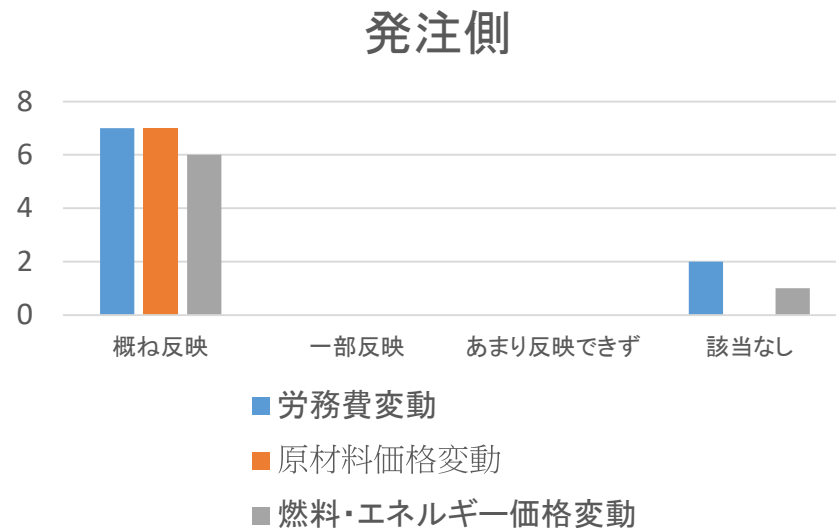
2. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析①

重点課題に対する取り組み

①合理的な価格決定

- ・各項目とも概ね反映できたと回答した企業が多く、合理的な価格決定に関わる取り組みがなされているものと考えられる。
- ・価格交渉促進月間など適正取引に向けた情報の周知や、これまで実施してきた適正取引に関する講演等の効果と考えられる。

設問17. 2021年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください



2. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析②

重点課題に対する取り組み

④知財

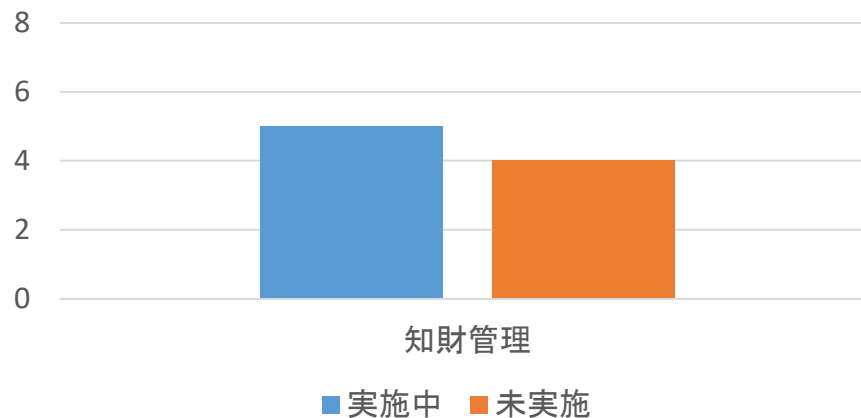
- ・知的財産に関する適正な取引実現に関わる利益分配や責任分担の明記等の取り組みについて実施中が55%、「取引において知財が存在しない」が22%。具体的手法不明の22%の企業の取り組みが求められる。

【課題を踏まえた今後のアクション】

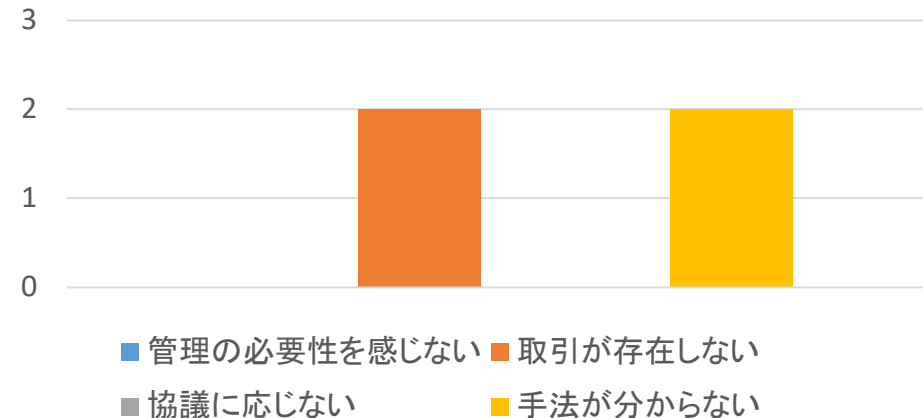
- ・必要な企業への各種情報提供や講演を通じてフォローを行うことを検討していく。

設問39. 知財の適正管理 設問40. 未実施となっている理由

設問39 知財の適正管理



設問40 未実施となっている理由



2. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析③

重点課題に対する取り組み

⑤働き方改革

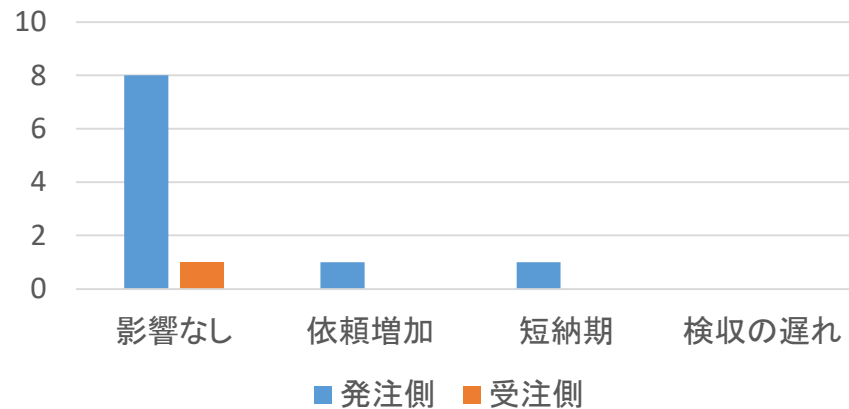
- ・働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が大勢を占める。
- ・働き方改革に伴う短納期発注や急な仕様変更などによる適正なコスト負担については、大部分は該当なしとの結果となっている。（概ねできた、一部できたとの回答あり）

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・今後働き方改革の進展により適正なコスト負担を行う場面も想定されるため、各種情報提供や講演など通じて引き続き啓発を行っていく。

設問37. 影響の顕在化 設問38. 働き方改革にともなう適正なコスト負担

設問37 影響の顕在化



設問38 適正コスト負担



3. パートナリシツプ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・会員企業数：79社（うち、資本金3億円超の大企業29社）
- ・宣言企業数：3社（うち、資本金3億円超の大企業1社）
- ・会員企業に占める宣言企業の割合：3. 8%
- ・資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：3. 4%

【今後の取組】

宣言を行っている会員は、まだ少ない状況であるが、サプライチェーン全体の生産性向上の取組推進ならびに共に成長できる持続可能な関係を構築する目的も併せ、継続的な周知と啓発に取り組む。

4. これまでの取組（普及活動等） ①

○今年度自主行動計画の改訂周知

○役員会において講演会開催

経営トップに対し、公正取引委員会ご担当官を招聘し適正取引に関する講演

○総務・消費者委員会での情報提供・周知・意見交換

（会員企業の総務・コンプライアンス部門責任者で構成する委員会）

①自主行動計画についての周知

②公正取引委員会ご担当官による適正取引に関する講演

○他団体との連携

一般社団法人食品産業センター 様

全国米穀販売事業共済協同組合 様

→ 取引慣行実態調査の報告を受け、会員への情報提供

4. これまでの取組（普及活動等） ②

【ホームページ、メーリングリスト、パンフレットでの会員への周知】

○パートナーシップ構築宣言について

○「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」

「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」

○「9月価格交渉促進月間」

○最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

○令和3年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について

○令和3年11月 下請取引適正化月間の実施について

○原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について

○貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受のための周知

○パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策に関する要請について
ほか、多数。

5. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

1. 役員会での経営トップに対する情報提供、講演会の開催
2. 総務・消費者委員会での講演会・意見交換による課題共有と適正取引を推進し、担当部門への重層的なアプローチを行う。
3. パートナーシップ構築宣言について、ホームページ、メーリングリストを活用し、更なる周知 継続を行なう
4. 会員企業への自主行動計画の再送付、掲載ホームページの再案内
5. そのほか、適正取引に関する各所管庁からの情報の周知提供
今後も定期的な周知、フォローアップを通じ、自主行動計画が着実に浸透するよう、適正取引の推進活動を進めてまいります。